

# 介護報酬の算定構造(案)

## 介護サービス

：平成21年度見直し案箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(1)～(3)に引き続き生活援助を行った場合	注 3級訪問介護員により行われる場合(※)	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (254単位)	30分を増すごとに+83単位 (249単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20/100 特定事業所加算 (Ⅱ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅲ) +10/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)									
	(3) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに+83単位)									
ロ 生活援助	(1) 30分以上1時間未満 (229単位)									
	(2) 1時間以上 (291単位)									
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 100単位)										
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)										

：特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※平成21年3月31日時点で、3級訪問介護員が指定訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)		×95/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)						

：特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 (夜間・深夜・早朝のみ算定可) (285単位)	×90/100	425単位を算定	830単位を算定	夜間又は早朝の場合 +25/100	2人以上による訪問看護を行う場合	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	
	(2) 30分未満 (425単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 (夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)	×90/100	30分未満の場合 +254単位	30分以上の場合 +402単位	深夜の場合 +50/100	2人以上による訪問看護を行う場合	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	
	(2) 30分未満 (343単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)													
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)														

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	+5/100	短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設の場合		
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (330単位)	
	(2) 居住施設入居者等に対して行う場合 (450単位)	
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (350単位)	
	(2) 居住施設入居者等に対して行う場合 (300単位)	
ホ 保健師、看護師が行う場合 (400単位)		注 准看護師が行った場合 ×90/100

※ 口(2)(ニ)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ 居住施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を受けている者をいう。

6 通所介護費

基本部分		注		注	注	注	注		注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 ( 437 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
		要介護2 ( 504 単位)										
		要介護3 ( 570 単位)										
		要介護4 ( 636 単位)										
		要介護5 ( 702 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護1 ( 588 単位)										
		要介護2 ( 683 単位)										
		要介護3 ( 778 単位)										
		要介護4 ( 872 単位)										
		要介護5 ( 967 単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護1 ( 790 単位)										
		要介護2 ( 922 単位)										
		要介護3 (1,055 単位)										
		要介護4 (1,187 単位)										
		要介護5 (1,320 単位)										
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 ( 381 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
		要介護2 ( 437 単位)										
		要介護3 ( 493 単位)										
		要介護4 ( 549 単位)										
		要介護5 ( 605 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護1 ( 508 単位)										
		要介護2 ( 588 単位)										
		要介護3 ( 668 単位)										
		要介護4 ( 748 単位)										
		要介護5 ( 828 単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護1 ( 677 単位)										
		要介護2 ( 789 単位)										
		要介護3 ( 901 単位)										
		要介護4 (1,013 単位)										
		要介護5 (1,125 単位)										
ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 ( 375 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
		要介護2 ( 430 単位)										
		要介護3 ( 485 単位)										
		要介護4 ( 540 単位)										
		要介護5 ( 595 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護1 ( 499 単位)										
		要介護2 ( 578 単位)										
		要介護3 ( 657 単位)										
		要介護4 ( 735 単位)										
		要介護5 ( 814 単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護1 ( 665 単位)										
		要介護2 ( 776 単位)										
		要介護3 ( 886 単位)										
		要介護4 ( 996 単位)										
		要介護5 (1,106 単位)										
ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 ( 365 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
		要介護2 ( 418 単位)										
		要介護3 ( 472 単位)										
		要介護4 ( 525 単位)										
		要介護5 ( 579 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護1 ( 486 単位)										
		要介護2 ( 563 単位)										
		要介護3 ( 639 単位)										
		要介護4 ( 716 単位)										
		要介護5 ( 792 単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護1 ( 648 単位)										
		要介護2 ( 755 単位)										
		要介護3 ( 862 単位)										
		要介護4 ( 969 単位)										
		要介護5 (1,077 単位)										
ホ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満	( 1,000 単位)										
	(2) 6時間以上8時間未満	( 1,500 単位)										
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)											

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 通所リハビリテーション費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																																												
	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護員が基準に満たない場合	研修を終了した看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師によるサービス提供	理学療法士等体制強化加算	2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合	3時間以上6時間未満の通所リハビリテーションの前夜に自費生活上の世話をを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士が居宅を訪問し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算	個別リハビリテーション加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算																																																																												
イ 通常規模の事業所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 ( 270 単位) 要介護2 ( 300 単位) 要介護3 ( 330 単位) 要介護4 ( 360 単位) 要介護5 ( 390 単位)	×70/100	×70/100	×50/100	1日につき+30単位																																																																																						
	(2) 3時間以上4時間未満	要介護1 ( 386 単位) 要介護2 ( 463 単位) 要介護3 ( 540 単位) 要介護4 ( 617 単位) 要介護5 ( 694 単位)																×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	3月を超える場合 1日につき+80単位 (月13回を限度)																																																																								
	(3) 4時間以上6時間未満	要介護1 ( 515 単位) 要介護2 ( 625 単位) 要介護3 ( 735 単位) 要介護4 ( 845 単位) 要介護5 ( 955 単位)																			×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内(1日につき+280単位)																																																																					
	(4) 6時間以上8時間未満	要介護1 ( 688 単位) 要介護2 ( 842 単位) 要介護3 ( 995 単位) 要介護4 ( 1,149 単位) 要介護5 ( 1,303 単位)																						×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内(1日につき+140単位)																																																																		
	ロ 大規模の事業所(Ⅰ)の場合	(1) 1時間以上2時間未満																									要介護1 ( 265 単位) 要介護2 ( 295 単位) 要介護3 ( 324 単位) 要介護4 ( 354 単位) 要介護5 ( 383 単位)	×70/100	×70/100	×50/100	1日につき+30単位																																																													
		(2) 3時間以上4時間未満																									要介護1 ( 379 単位) 要介護2 ( 455 単位) 要介護3 ( 531 単位) 要介護4 ( 606 単位) 要介護5 ( 682 単位)																×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	3月を超える場合 1日につき+80単位 (月13回を限度)																																															
		(3) 4時間以上6時間未満																									要介護1 ( 506 単位) 要介護2 ( 614 単位) 要介護3 ( 722 単位) 要介護4 ( 830 単位) 要介護5 ( 939 単位)																			×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内(1日につき+140単位)																																												
		(4) 6時間以上8時間未満																									要介護1 ( 676 単位) 要介護2 ( 827 単位) 要介護3 ( 978 単位) 要介護4 ( 1,129 単位) 要介護5 ( 1,281 単位)																						×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	3月を超える場合 1日につき+80単位 (月13回を限度)																																									
		ハ 大規模の事業所(Ⅱ)の場合																									(1) 1時間以上2時間未満																									要介護1 ( 258 単位) 要介護2 ( 287 単位) 要介護3 ( 315 単位) 要介護4 ( 344 単位) 要介護5 ( 373 単位)	×70/100	×70/100	×50/100	1日につき+30単位																																				
																											(2) 3時間以上4時間未満																									要介護1 ( 369 単位) 要介護2 ( 443 単位) 要介護3 ( 516 単位) 要介護4 ( 590 単位) 要介護5 ( 664 単位)																×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	3月を超える場合 1日につき+80単位 (月13回を限度)																						
																											(3) 4時間以上6時間未満																									要介護1 ( 492 単位) 要介護2 ( 598 単位) 要介護3 ( 703 単位) 要介護4 ( 808 単位) 要介護5 ( 914 単位)																			×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内(1日につき+140単位)																			
																											(4) 6時間以上8時間未満																									要介護1 ( 658 単位) 要介護2 ( 805 単位) 要介護3 ( 952 単位) 要介護4 ( 1,099 単位) 要介護5 ( 1,247 単位)																						×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	3月を超える場合 1日につき+80単位 (月13回を限度)																
																											ニ サービス提供体制強化加算																									(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)																																								
																																																				(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																																								

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費

基本部分		注			注	注	注		注	注	注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 655 単位)										
			要介護2 ( 726 単位)										
			要介護3 ( 796 単位)										
			要介護4 ( 867 単位)										
			要介護5 ( 937 単位)										
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 737 単位)										
			要介護2 ( 808 単位)										
			要介護3 ( 878 単位)										
			要介護4 ( 949 単位)										
			要介護5 ( 1,019 単位)										
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 621 単位)										
			要介護2 ( 692 単位)										
			要介護3 ( 762 単位)										
			要介護4 ( 833 単位)										
			要介護5 ( 903 単位)										
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 703 単位)										
			要介護2 ( 774 単位)										
			要介護3 ( 844 単位)										
			要介護4 ( 915 単位)										
			要介護5 ( 985 単位)										
ハ 療養費加算 (1日につき 23単位を加算)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100							
			要介護2 ( 826 単位)										
			要介護3 ( 896 単位)										
			要介護4 ( 967 単位)										
			要介護5 ( 1,027 単位)										
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 756 単位)										
			要介護2 ( 826 単位)										
			要介護3 ( 896 単位)										
			要介護4 ( 967 単位)										
			要介護5 ( 1,027 単位)										
ニ 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 721 単位)				×97/100						
			要介護2 ( 792 単位)										
			要介護3 ( 862 単位)										
			要介護4 ( 933 単位)										
			要介護5 ( 993 単位)										
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)	(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 721 単位)										
			要介護2 ( 792 単位)										
			要介護3 ( 862 単位)										
			要介護4 ( 933 単位)										
			要介護5 ( 993 単位)										
ホ 在宅中重度者受入加算	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)												
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)												
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合			利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	リハビリテーション機能強化加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a.介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (746 単位)	×97/100	×70/100	×97/100	+24 単位					
		要介護2 (795 単位)										
		要介護3 (849 単位)										
		要介護4 (902 単位)										
		要介護5 (955 単位)										
	b.介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (845 単位)										
		要介護2 (894 単位)										
		要介護3 (947 単位)										
		要介護4 (1,001 単位)										
要介護5 (1,054 単位)												
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健:看護職員を配置>	a.介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (767 単位)										
	要介護2 (850 単位)											
	要介護3 (965 単位)											
	要介護4 (1,041 単位)											
	要介護5 (1,117 単位)											
b.介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (866 単位)											
	要介護2 (949 単位)											
	要介護3 (1,064 単位)											
	要介護4 (1,140 単位)											
	要介護5 (1,216 単位)											
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a.ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (767 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+24 単位	+30 単位	+240 単位			
		要介護2 (844 単位)										
		要介護3 (938 単位)										
		要介護4 (1,014 単位)										
		要介護5 (1,090 単位)										
	b.ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (866 単位)										
		要介護2 (943 単位)										
		要介護3 (1,037 単位)										
		要介護4 (1,113 単位)										
要介護5 (1,189 単位)												
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健:看護職員を配置>	a.ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (848 単位)										
	要介護2 (897 単位)											
	要介護3 (950 単位)											
	要介護4 (1,004 単位)											
	要介護5 (1,057 単位)											
b.ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (928 単位)											
	要介護2 (1,011 単位)											
	要介護3 (1,126 単位)											
	要介護4 (1,202 単位)											
	要介護5 (1,278 単位)											
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健:看護オンコール体制>	a.ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (828 単位)										
	要介護2 (905 単位)											
	要介護3 (1,119 単位)											
	要介護4 (1,195 単位)											
	要介護5 (1,271 単位)											
b.ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (928 単位)											
	要介護2 (1,005 単位)											
	要介護3 (1,119 単位)											
	要介護4 (1,195 単位)											
	要介護5 (1,271 単位)											
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(650 単位)										
	(二) 4時間以上6時間未満	(900 単位)										
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,250 単位)										

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算 (1日につき27単位を加算)	
(4) 療養後加算	(1日につき 23単位を加算)
(5) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 60単位を加算)
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) (二) 特定治療
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 12単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)

：特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。  
 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。



ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 696 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2 ( 748 単位)					
			要介護3 ( 800 単位)					
			要介護4 ( 851 単位)					
			要介護5 ( 903 単位)					
		b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 827 単位)					
			要介護2 ( 879 単位)					
			要介護3 ( 931 単位)					
			要介護4 ( 982 単位)					
			要介護5 (1,034 単位)					
	(二) 診療所短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 606 単位)					
			要介護2 ( 652 単位)					
			要介護3 ( 698 単位)					
			要介護4 ( 744 単位)					
			要介護5 ( 790 単位)					
b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 737 単位)							
	要介護2 ( 783 単位)							
	要介護3 ( 829 単位)							
	要介護4 ( 875 単位)							
	要介護5 ( 921 単位)							
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 830 単位)	×97/100					
		要介護2 ( 882 単位)						
		要介護3 ( 934 単位)						
		要介護4 ( 985 単位)						
		要介護5 (1,037 単位)						
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 830 単位)						
		要介護2 ( 882 単位)						
		要介護3 ( 934 単位)						
		要介護4 ( 985 単位)						
		要介護5 (1,037 単位)						
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 650 単位)							
	(二) 4時間以上6時間未満 ( 900 単位)							
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,250 単位)							
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)								
(5) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)								
(6) 特定診療費								
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)							
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注				注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a.認知症患者型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1	( 1,049 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	
			要介護2	( 1,116 単位)				
			要介護3	( 1,183 単位)				
			要介護4	( 1,251 単位)				
			要介護5	( 1,318 単位)				
	b.認知症患者型短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要介護1	( 1,160 単位)					
		要介護2	( 1,227 単位)					
		要介護3	( 1,294 単位)					
		要介護4	( 1,362 単位)					
		要介護5	( 1,429 単位)					
(二) 認知症患者型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1	( 991 単位)	×70/100					
	要介護2	( 1,062 単位)						
	要介護3	( 1,132 単位)						
	要介護4	( 1,203 単位)						
	要介護5	( 1,273 単位)						
b.認知症患者型短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要介護1	( 1,122 単位)						
	要介護2	( 1,193 単位)						
	要介護3	( 1,263 単位)						
	要介護4	( 1,334 単位)						
	要介護5	( 1,404 単位)						
(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1	( 962 単位)						
	要介護2	( 1,031 単位)						
	要介護3	( 1,099 単位)						
	要介護4	( 1,168 単位)						
	要介護5	( 1,236 単位)						
b.認知症患者型短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要介護1	( 1,093 単位)						
	要介護2	( 1,162 単位)						
	要介護3	( 1,230 単位)						
	要介護4	( 1,299 単位)						
	要介護5	( 1,367 単位)						
(四) 認知症患者型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1	( 946 単位)						
	要介護2	( 1,013 単位)						
	要介護3	( 1,080 単位)						
	要介護4	( 1,148 単位)						
	要介護5	( 1,215 単位)						
b.認知症患者型短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要介護1	( 1,077 単位)						
	要介護2	( 1,144 単位)						
	要介護3	( 1,211 単位)						
	要介護4	( 1,279 単位)						
	要介護5	( 1,346 単位)						
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1	( 884 単位)						
	要介護2	( 951 単位)						
	要介護3	( 1,018 単位)						
	要介護4	( 1,086 単位)						
	要介護5	( 1,153 単位)						
b.認知症患者型短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要介護1	( 995 単位)						
	要介護2	( 1,062 単位)						
	要介護3	( 1,129 単位)						
	要介護4	( 1,197 単位)						
	要介護5	( 1,264 単位)						
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1	( 786 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
		要介護2	( 853 単位)					
		要介護3	( 920 単位)					
		要介護4	( 988 単位)					
		要介護5	( 1,055 単位)					
(二) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II) <多居室>	要介護1	( 917 単位)						
	要介護2	( 984 単位)						
	要介護3	( 1,051 単位)						
	要介護4	( 1,119 単位)						
	要介護5	( 1,186 単位)						
(3) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1	( 1,163 単位)	×97/100			
			要介護2	( 1,230 単位)				
			要介護3	( 1,297 単位)				
			要介護4	( 1,365 単位)				
			要介護5	( 1,432 単位)				
	b.ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1	( 1,163 単位)					
		要介護2	( 1,230 単位)					
		要介護3	( 1,297 単位)					
		要介護4	( 1,365 単位)					
		要介護5	( 1,432 単位)					
一般病棟	a.ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1	( 1,125 単位)					
		要介護2	( 1,196 単位)					
		要介護3	( 1,266 単位)					
		要介護4	( 1,337 単位)					
		要介護5	( 1,407 単位)					
b.ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1	( 1,125 単位)						
	要介護2	( 1,196 単位)						
	要介護3	( 1,266 単位)						
	要介護4	( 1,337 単位)						
	要介護5	( 1,407 単位)						
(4) 特定認知症患者型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 650 単位)						
	(二) 4時間以上6時間未満	( 900 単位)						
	(三) 6時間以上8時間未満	( 1,250 単位)						
(5) 療養食加算		(1日につき 23単位を加算)						
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算		(1日につき 50単位を加算)						
(7) 特定診療費								
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 12単位を加算)						
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 6単位を加算)						
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)						

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (571 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位			
	要介護2 (641 単位)								
	要介護3 (711 単位)								
	要介護4 (780 単位)								
	要介護5 (851 単位)								
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 87単位)		×70/100						1日につき +20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 99単位 所要時間15分以上30分未満の場合 198単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 270単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算 所要時間1時間30分以上の場合 577単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37単位を加算した ・生活援助 所要時間15分未満の場合 50単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 225単位 所要時間1時間15分以上の場合 270単位 ・通院等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて要介護別々に定める限度を上限とする。

※限度額	要介護1	17,358単位
	要介護2	19,486単位
	要介護3	21,614単位
	要介護4	23,712単位
	要介護5	25,870単位

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に表した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数) 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

注：特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算				
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,000単位) 要介護3・4・5 (1,300単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 ( 500単位 )	(運営基準減算の場合) ×70/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) ×50/100								
			要介護3・4・5 ( 650単位 )									
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 ( 300単位 )						+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 390単位 )									
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)											
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)											
ニ 医療連携加算 (1月につき +150単位)												
ホ 退院・退所加算	(1) 退院・退所加算(Ⅰ) ( +400単位 )											
	(2) 退院・退所加算(Ⅱ) ( +600単位 )											
ヘ 認知症加算 (1月につき +150単位)												
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)												
チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 ( +300単位 )												

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件及び60件を超えた場合、40件を超えた部分について減算

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造  
1 介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			改動を行う職員の勤務条件等を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に達しない場合	常勤のユニットリーダーをユニット外に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	看護体制加算	単ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が2回以上行われている場合	専従の障害者生活支援員を配置している場合		
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 ( 589 単位)	×97/100	×70/100	×70/100												
			要介護2 ( 660 単位)															
			要介護3 ( 730 単位)															
		要介護4 ( 801 単位)																
		要介護5 ( 871 単位)																
		要介護1 ( 651 単位)																
	b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護2 ( 722 単位)																
		要介護3 ( 792 単位)																
		要介護4 ( 863 単位)																
	(2) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 ( 753 単位)															
			要介護2 ( 820 単位)															
			要介護3 ( 888 単位)															
b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉		要介護1 ( 815 単位)																
		要介護2 ( 882 単位)																
		要介護3 ( 950 単位)																
ロ ユニオン型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニオン型介護福祉施設サービス費(1日につき)	a 旧増量入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 ( 589 単位)	×97/100	×70/100	×70/100												
			要介護2-3 ( 699 単位)															
			要介護4-5 ( 836 単位)															
		b 旧増量入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 ( 651 単位)															
			要介護2-3 ( 761 単位)															
			要介護4-5 ( 898 単位)															
	(2) 小規模増量入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模増量入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 ( 753 単位)															
			要介護2-3 ( 857 単位)															
			要介護4-5 ( 988 単位)															
		b 小規模増量入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 ( 815 単位)															
			要介護2-3 ( 919 単位)															
			要介護4-5 ( 1,050 単位)															
(3) ユニオン型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニオン型介護福祉施設サービス費(1日につき)	a ユニオン型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 669 単位)	×97/100	×70/100	×70/100												
			要介護2 ( 740 単位)															
			要介護3 ( 810 単位)															
		b ユニオン型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 ( 669 単位)															
			要介護2 ( 740 単位)															
			要介護3 ( 810 単位)															
	(2) ユニオン型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニオン型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 669 単位)															
			要介護2 ( 740 単位)															
			要介護3 ( 810 単位)															
		b ユニオン型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 ( 669 単位)															
			要介護2 ( 740 単位)															
			要介護3 ( 810 単位)															
(3) ユニオン型旧増量入所者介護福祉施設サービス費	(1) ユニオン型旧増量入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 669 単位)	×97/100	×70/100	×70/100													
		要介護2-3 ( 769 単位)																
		要介護4-5 ( 906 単位)																
		b ユニオン型旧増量入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉																要介護1 ( 669 単位)
																		要介護2-3 ( 769 単位)
																		要介護4-5 ( 906 単位)
	(2) ユニオン型小規模旧増量入所者介護福祉施設サービス費	a ユニオン型小規模旧増量入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉																要介護1 ( 820 単位)
																		要介護2-3 ( 924 単位)
																		要介護4-5 ( 1,055 単位)
		b ユニオン型小規模旧増量入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉																要介護1 ( 820 単位)
																		要介護2-3 ( 924 単位)
																		要介護4-5 ( 1,055 単位)

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)

注 外泊時費用

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)

二 退所時等相談援助加算  
(1) 退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に460単位を算定)  
(2) 退所時相談援助加算 (400単位)  
(3) 退所前連携加算 (500単位)

注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合  
注 在宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)

ヘ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)

ト 経口維持加算(1日につき)  
(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)  
(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)

チ 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)

リ 療養舎加算 (1日につき 23単位を加算)

ヌ 看取り介護加算  
(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 60単位を加算)  
(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)  
(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)

ル 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)

ヲ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)

ウ 認知症専門ケア加算  
(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)  
(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

カ サービス提供体制強化加算  
(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)  
(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)  
(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(I) <従来型個室>	(一) 介護保健施設サービス費(I)	要介護1 ( 734 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位
		要介護2 ( 783 単位)									
		要介護3 ( 836 単位)									
		要介護4 ( 890 単位)									
		要介護5 ( 943 単位)									
	(二) 介護保健施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 813 単位)									
		要介護2 ( 862 単位)									
		要介護3 ( 915 単位)									
		要介護4 ( 969 単位)									
要介護5 ( 1,022 単位)											
(2) 介護保健施設サービス費(II) <療養型老健・看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費(i)	要介護1 ( 735 単位)									
	要介護2 ( 818 単位)										
	要介護3 ( 933 単位)										
	要介護4 ( 1,009 単位)										
	要介護5 ( 1,085 単位)										
(二) 介護保健施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 814 単位)										
	要介護2 ( 897 単位)										
	要介護3 ( 1,012 単位)										
	要介護4 ( 1,088 単位)										
	要介護5 ( 1,164 単位)										
(3) 介護保健施設サービス費(III) <療養型老健・看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費(i)	要介護1 ( 735 単位)									
	要介護2 ( 812 単位)										
	要介護3 ( 906 単位)										
	要介護4 ( 982 単位)										
	要介護5 ( 1,058 単位)										
(二) 介護保健施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 814 単位)										
	要介護2 ( 891 単位)										
	要介護3 ( 985 単位)										
	要介護4 ( 1,061 単位)										
	要介護5 ( 1,137 単位)										
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	要介護1 ( 816 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を限度)	1日につき +120単位	
		要介護2 ( 865 単位)									
		要介護3 ( 918 単位)									
		要介護4 ( 972 単位)									
		要介護5 ( 1,025 単位)									
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型準備室>	要介護1 ( 816 単位)									
		要介護2 ( 865 単位)									
		要介護3 ( 918 単位)									
		要介護4 ( 972 単位)									
		要介護5 ( 1,025 単位)									
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(II) <療養型老健・看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	要介護1 ( 896 単位)								
		要介護2 ( 979 単位)									
		要介護3 ( 1,094 単位)									
		要介護4 ( 1,170 単位)									
		要介護5 ( 1,246 単位)									
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型準備室>	要介護1 ( 896 単位)										
	要介護2 ( 979 単位)										
	要介護3 ( 1,094 単位)										
	要介護4 ( 1,170 単位)										
	要介護5 ( 1,246 単位)										
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(III) <療養型老健・看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	要介護1 ( 896 単位)									
	要介護2 ( 973 単位)										
	要介護3 ( 1,067 単位)										
	要介護4 ( 1,143 単位)										
	要介護5 ( 1,219 単位)										
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型準備室>	要介護1 ( 896 単位)										
	要介護2 ( 973 単位)										
	要介護3 ( 1,067 単位)										
	要介護4 ( 1,143 単位)										
	要介護5 ( 1,219 単位)										
注 身体拘束防止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)											
注 外泊時費用			入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定								
注 ターミナルケア加算			(1) 死亡日以前15日以上30日以下 (1日につき 200単位を加算) (2) 死亡日以前14日まで (1日につき 315単位を加算)								
注 特別療養費											
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)											
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)											
ニ 退所時指導等加算			(1) 退所時等指導加算 (一) 退所前後訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に、460単位を算定) (二) 退所時指導加算 (400単位) (三) 退所時情報提供加算 (500単位) (四) 退所前連携加算 (500単位) (2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)								
ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)											
ヘ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)											
ト 経口維持加算(1日につき)			(1) 経口維持加算(I) (28単位) (2) 経口維持加算(II) (5単位)								
チ 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)											
リ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
ヌ 在宅復帰支援機能加算			(1) 在宅復帰支援機能加算(I) (1日につき 15単位を加算) (2) 在宅復帰支援機能加算(II) (1日につき 5単位を加算)								
ル 緊急時施設療養費			(1) 緊急時施設療養管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) (2) 特定治療								
ロ 認知症専門ケア加算			(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)								
ワ 認知症情報提供加算 (1回あたり 350単位を加算)											
カ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		活動を行う職員の数 勤務条件基準を 満たさない場合	入院患者の数が 入院患者の定員を 超える場合	看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合 又は	介護支援専門員 の員数が基準に満た ない場合 又は	看護部が基準に記 された看護職員 の員数に20/100 を乗じて得た数未 満の場合 又は	所在地の医師確保 計画を届出たもの で、医師の数が基 準に定められた医 師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合 又は	所在地の医師確保 計画を届出たもの 以外で、医師の数 が基準に定められ た医師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合 又は	移動のユニットリ ダーをユニット毎 に配置していない等 ユニットケアにお ける体制が本型備 である場合	地下構造物が設 置基準を満たさ ない場合	医師の配置につ いて従来法施行 規則第49条の規 定が適用されて いる場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の 区分による 加算	夜間勤務等 受入加算	
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (1,031単位) 要介護4 (1,132単位) 要介護5 (1,223単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794単位) 要介護2 (904単位) 要介護3 (1,142単位) 要介護4 (1,243単位) 要介護5 (1,334単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (623単位) 要介護2 (732単位) 要介護3 (892単位) 要介護4 (1,048単位) 要介護5 (1,090単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (734単位) 要介護2 (843単位) 要介護3 (1,003単位) 要介護4 (1,159単位) 要介護5 (1,201単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (593単位) 要介護2 (704単位) 要介護3 (855単位) 要介護4 (1,012単位) 要介護5 (1,053単位)	×70/100		×90/100		×90/100						
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (704単位) 要介護2 (815単位) 要介護3 (966単位) 要介護4 (1,123単位) 要介護5 (1,164単位)											
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (633単位) 要介護2 (743単位) 要介護3 (903単位) 要介護4 (1,059単位) 要介護5 (1,101単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (744単位) 要介護2 (853単位) 要介護3 (1,013単位) 要介護4 (1,170単位) 要介護5 (1,211単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (503単位) 要介護2 (614単位) 要介護3 (765単位) 要介護4 (921単位) 要介護5 (962単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (614単位) 要介護2 (725単位) 要介護3 (876単位) 要介護4 (1,032単位) 要介護5 (1,073単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (663単位) 要介護2 (773単位) 要介護3 (933単位) 要介護4 (1,089単位) 要介護5 (1,130単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (774単位) 要介護2 (885単位) 要介護3 (1,045単位) 要介護4 (1,201単位) 要介護5 (1,242単位)											
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (943単位) 要介護4 (1,034単位) 要介護5 (1,125単位)	-25単位	×70/100	×70/100	-12単位							
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794単位) 要介護2 (904単位) 要介護3 (1,054単位) 要介護4 (1,145単位) 要介護5 (1,236単位)											
		a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (901単位) 要介護4 (992単位) 要介護5 (1,083単位)											
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (794単位) 要介護2 (904単位) 要介護3 (1,012単位) 要介護4 (1,103単位) 要介護5 (1,194単位)											
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (797単位) 要介護2 (907単位) 要介護3 (1,015単位) 要介護4 (1,106単位) 要介護5 (1,197単位)											
		a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (943単位) 要介護4 (1,034単位) 要介護5 (1,125単位)											
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (943単位) 要介護4 (1,034単位) 要介護5 (1,125単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794単位) 要介護2 (904単位) 要介護3 (1,054単位) 要介護4 (1,145単位) 要介護5 (1,236単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (901単位) 要介護4 (992単位) 要介護5 (1,083単位)	×70/100		×90/100		×90/100						
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (794単位) 要介護2 (904単位) 要介護3 (1,012単位) 要介護4 (1,103単位) 要介護5 (1,194単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (797単位) 要介護2 (907単位) 要介護3 (1,015単位) 要介護4 (1,106単位) 要介護5 (1,197単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (943単位) 要介護4 (1,034単位) 要介護5 (1,125単位)											
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (943単位) 要介護4 (1,034単位) 要介護5 (1,125単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794単位) 要介護2 (904単位) 要介護3 (1,054単位) 要介護4 (1,145単位) 要介護5 (1,236単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (901単位) 要介護4 (992単位) 要介護5 (1,083単位)											
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (794単位) 要介護2 (904単位) 要介護3 (1,012単位) 要介護4 (1,103単位) 要介護5 (1,194単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (797単位) 要介護2 (907単位) 要介護3 (1,015単位) 要介護4 (1,106単位) 要介護5 (1,197単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683単位) 要介護2 (793単位) 要介護3 (943単位) 要介護4 (1,034単位) 要介護5 (1,125単位)											
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)														
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定												
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単位に限る。)												
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定												
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)														
(6) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合											
		b 退院時指導加算 (400単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合											
		c 退院時情報提供加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合											
		d 退院前連携加算 (500単位)												
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)														
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)														
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)														
(9) 経口維持加算(1日につき)		(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (6単位)												
(10) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)														
(11) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)														
(13) 特定診療費														
(14) 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)													
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
(15) サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)													
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)													
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注	注	注	注
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 664 単位)	×70/100	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位	
			要介護2 ( 716 単位)				
			要介護3 ( 768 単位)				
			要介護4 ( 819 単位)				
			要介護5 ( 871 単位)				
	b.診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 775 単位)					
		要介護2 ( 827 単位)					
		要介護3 ( 879 単位)					
		要介護4 ( 930 単位)					
		要介護5 ( 982 単位)					
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 574 単位)					
		要介護2 ( 620 単位)					
		要介護3 ( 666 単位)					
		要介護4 ( 712 単位)					
		要介護5 ( 758 単位)					
	b.診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 685 単位)					
		要介護2 ( 731 単位)					
		要介護3 ( 777 単位)					
		要介護4 ( 823 単位)					
		要介護5 ( 869 単位)					
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 778 単位)	×97/100				
		要介護2 ( 830 単位)					
		要介護3 ( 882 単位)					
		要介護4 ( 933 単位)					
		要介護5 ( 985 単位)					
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 778 単位)					
		要介護2 ( 830 単位)					
		要介護3 ( 882 単位)					
		要介護4 ( 933 単位)					
		要介護5 ( 985 単位)					
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)							
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定			
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	(400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合			
		b 退院時指導加算					
		c 退院時情報提供加算			(500単位)		
		d 退院前連携加算			(500単位)		
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)						
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合							
注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合							
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)							
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)							
(7) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(I) (28単位)						
	(2) 経口維持加算(II) (5単位)						
(8) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)							
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)							
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)							
(11) 特定診療費							
(12) 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)						
	(2)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)						
(13) サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)						
	(2)サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)						
	(3)サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)						

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注	
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,017単位) 要介護2 (1,084単位) 要介護3 (1,151単位) 要介護4 (1,219単位) 要介護5 (1,286単位)					
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,128単位) 要介護2 (1,195単位) 要介護3 (1,262単位) 要介護4 (1,330単位) 要介護5 (1,397単位)						
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,099単位) 要介護2 (1,100単位) 要介護3 (1,171単位) 要介護4 (1,241単位) 要介護5 (1,311単位)					
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,070単位) 要介護2 (1,141単位) 要介護3 (1,211単位) 要介護4 (1,282単位) 要介護5 (1,352単位)						
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (930単位) 要介護2 (999単位) 要介護3 (1,067単位) 要介護4 (1,136単位) 要介護5 (1,204単位)					
	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,110単位) 要介護2 (1,178単位) 要介護3 (1,247単位) 要介護4 (1,315単位) 要介護5 (1,383単位)							
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,025単位) 要介護2 (1,092単位) 要介護3 (1,159単位) 要介護4 (1,227単位) 要介護5 (1,294単位)					
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (852単位) 要介護2 (919単位) 要介護3 (986単位) 要介護4 (1,054単位) 要介護5 (1,121単位)						
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (963単位) 要介護2 (1,030単位) 要介護3 (1,097単位) 要介護4 (1,165単位) 要介護5 (1,232単位)					
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,073単位) 要介護2 (1,144単位) 要介護3 (1,214単位) 要介護4 (1,285単位) 要介護5 (1,355単位)						
(六) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 経過措置型		a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (821単位) 要介護2 (888単位) 要介護3 (956単位) 要介護4 (1,023単位) 要介護5 (1,090単位)						
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (865単位) 要介護2 (932単位) 要介護3 (999単位) 要介護4 (1,067単位) 要介護5 (1,134単位)								
(2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (865単位) 要介護2 (932単位) 要介護3 (999単位) 要介護4 (1,067単位) 要介護5 (1,134単位)							
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,134単位) 要介護2 (1,198単位) 要介護3 (1,265単位) 要介護4 (1,333単位) 要介護5 (1,400単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,131単位) 要介護2 (1,198単位) 要介護3 (1,265単位) 要介護4 (1,333単位) 要介護5 (1,400単位)					
		b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,073単位) 要介護2 (1,144単位) 要介護3 (1,214単位) 要介護4 (1,285単位) 要介護5 (1,355単位)						
一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,073単位) 要介護2 (1,144単位) 要介護3 (1,214単位) 要介護4 (1,285単位) 要介護5 (1,355単位)						
	b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,144単位) 要介護2 (1,214単位) 要介護3 (1,285単位) 要介護4 (1,355単位) 要介護5 (1,425単位)							
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)									
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)							
		b.退院時指導加算 (400単位)							
		c.退院時情報提供加算 (500単位)							
		d.退院前連携加算 (500単位)							
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)									
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)									
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)									
(8) 経口維持加算(1日につき)			(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)						
(9) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)									
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)									
(12) 特定診療費									
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								

# 介護報酬の算定構造(案)

## 介護予防サービス

：平成21年度見直し案箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合 (※)	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1,234単位)	×80/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2,468単位)				
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 4,010単位)				
ニ 初回加算 (1回につき +200単位)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※平成21年3月31日時点で3級訪問介護員が指定介護予防訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定介護予防訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 854単位)		×95/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)						

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (285単位)	×90/100	30分未満 425単位を算定 30分以上1時間未満 830単位を算定	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合 夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	特別地域介護予防訪問看護加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (425単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)	×90/100	30分未満 425単位を算定 30分以上1時間未満 830単位を算定	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合 夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	特別地域介護予防訪問看護加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (343単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											

※：特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※：医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 1回につき 305単位	+5/100	短期集中リハビリテーション実施加算 退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 +200単位
	介護老人保健施設の場合		
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			

※：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度) (一) 在宅の利用者に対して行う場合 (550単位) (二) 原住系施設入居者等に対して行う場合 (385単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度) (一) 在宅の利用者に対して行う場合 (500単位) (二) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (350単位)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (530単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (450単位)	
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (350単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (300単位)	
ホ 保健師、看護師が行う場合 (400単位)		注 准看護師が行う場合 ×90/100

※ ロ(2)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
※ 居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている者をいう。

## 6 介護予防通所介護費

基本部分		注		注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 2,226単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位
	要支援2 (1月につき 4,353単位)				
ロ アクティビティ実施加算 (1月につき 53単位を加算)					
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)					
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)					
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)					
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注		注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 (1月につき 2,496単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位
	要支援2 (1月につき 4,880単位)				
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)					
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)					
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)					
ホ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注	注	注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が基 準に満たない 場合 又は	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ットケアにおけ る体制が未整備 である場合	機能訓練体制 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合
イ 介護予 防短期入 所生活介 護費 (1日につ き)	(1) 単独 型介護予 防短期入 所生活介 護費	(一) 単独型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (492 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (611 単位)								
	(二) 単独型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (536 単位)								
		要支援2 (667 単位)								
	(2) 併設 型介護予 防短期入 所生活介 護費	(一) 併設型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (464 単位)							
		要支援2 (577 単位)								
(二) 併設型介護予防短期入 所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (514 単位)									
	要支援2 (633 単位)									
ロ ユニッ ト型介護 予防短期 入所生活 介護費 (1日につ き)	(1) 単独 型ユニッ ト型介護 予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (571 単位)	×97/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (695 単位)								
	(二) 単独型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (571 単位)								
		要支援2 (695 単位)								
	(2) 併設 型ユニッ ト型介護 予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (540 単位)							
		要支援2 (671 単位)								
(二) 併設型ユニット型介護予 防短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (540 単位)									
	要支援2 (671 単位)									
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
ニ サービス提供体制強 化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の員数 が基準を満た ない場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ットにおける体 制が未整備であ る場合	夜勤職員配置加 算	リハビリテーシ ョン機能強化加 算	個別リハビリテ ーション実施加 算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (572単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (712単位)										
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (631単位)									
		要支援2 (785単位)										
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II) <療養型老健:看護職員を配置>	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (572単位)									
		要支援2 (712単位)										
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (631単位)									
		要支援2 (785単位)										
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III) <療養型老健:看護オンコール体制>	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (572単位)									
		要支援2 (712単位)										
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (631単位)									
		要支援2 (785単位)										
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (638単位)	×97/100	×97/100	×97/100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (794単位)										
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット準個室>	要支援1 (638単位)									
		要支援2 (794単位)										
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II) <療養型老健:看護職員を配置>	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (638単位)									
		要支援2 (794単位)										
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット準個室>	要支援1 (638単位)									
		要支援2 (794単位)										
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III) <療養型老健:看護オンコール体制>	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (638単位)									
		要支援2 (794単位)										
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット準個室>	要支援1 (638単位)									
		要支援2 (794単位)										

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)	
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
	(二) 特定治療
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)

注：特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注					
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護-介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	部下職が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医業法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護(6:1)介護(4:1)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 548 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ)+23単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	片道につき+184単位	
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 681 単位)													
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護(6:1)介護(4:1)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 632 単位)													
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 786 単位)													
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護(6:1)介護(4:1)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室>	要支援1 ( 512 単位)													
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	要支援2 ( 636 単位)													
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護(6:1)介護(4:1)	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 548 単位)													
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>	要支援2 ( 681 単位)													
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護(6:1)介護(4:1)	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 632 単位)													
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 786 単位)													
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 639 単位)													
		(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援2 ( 795 単位)													
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 639 単位)														
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援2 ( 795 単位)														
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																
(6) 特定診療費																
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)															
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)															
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師超過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 531 単位)	×70/100	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
			要支援2 ( 660 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 615 単位)						
			要支援2 ( 765 単位)						
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 461 単位)						
			要支援2 ( 573 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 550 単位)						
			要支援2 ( 684 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>		要支援1 ( 622 単位)	×97/100	診療所設備基準減算 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
			要支援2 ( 774 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>		要支援1 ( 622 単位)						
			要支援2 ( 774 単位)						
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(4) 特定診療費									
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注				注	注		
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 847 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			要支援2 ( 1,007 単位)							
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 958 単位)							
			要支援2 ( 1,112 単位)							
		一般病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>							要支援1 ( 780 単位)
										要支援2 ( 948 単位)
	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 ( 864 単位)							
			要支援2 ( 1,053 単位)							
	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>		要支援1 ( 757 単位)							
			要支援2 ( 920 単位)							
	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 841 単位)								
		要支援2 ( 1,025 単位)								
	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 744 単位)								
		要支援2 ( 904 単位)								
	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 828 単位)								
要支援2 ( 1,009 単位)										
a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 682 単位)									
	要支援2 ( 842 単位)									
b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 793 単位)									
	要支援2 ( 947 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 584 単位)	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100				
		要支援2 ( 744 単位)								
	b.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 668 単位)								
		要支援2 ( 849 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 ( 960 単位)	×70/100	×90/100		×97/100			
			要支援2 ( 1,115 単位)							
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>	要支援1 ( 960 単位)							
	要支援2 ( 1,115 単位)									
	一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 ( 871 単位)							
			要支援2 ( 1,062 単位)							
b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>		要支援1 ( 871 単位)								
	要支援2 ( 1,062 単位)									
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	注 介護職員の員数 が基準に満たな い場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 障害者等支援加 算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 203 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 ( 469 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 60 単位)			×70/100			1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器				
移動用リフト				

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

## Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(412単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

# 介護報酬の算定構造(案)

## 地域密着型サービス

：平成21年度見直し案箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 夜間対応型訪問介護費
- 2 認知症対応型通所介護費
- 3 小規模多機能型居宅介護費
- 4 認知症対応型共同生活介護費
- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 6 地域密着型介護老人福祉施設サービス

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

# I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

## 1 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合(※)	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,000単位)	×70/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 381単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 580単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 780単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,760単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)		
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 84単位を加算)		

※平成21年3月31日時点で、3級訪問介護員が指定夜間対応型訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

### [脚注]

#### 1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 認知症対応型通所介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 ( 526 単位)	×70/100	×70/100						
			要介護2 ( 578 単位)								
			要介護3 ( 630 単位)								
			要介護4 ( 682 単位)								
			要介護5 ( 735 単位)								
		(二) 4時間以上6時間未満	要介護1 ( 715 単位)								
			要介護2 ( 789 単位)								
			要介護3 ( 864 単位)								
			要介護4 ( 938 単位)								
			要介護5 ( 1,013 単位)								
		(三) 6時間以上8時間未満	要介護1 ( 967 単位)								
			要介護2 ( 1,071 単位)								
			要介護3 ( 1,175 単位)								
			要介護4 ( 1,280 単位)								
			要介護5 ( 1,384 単位)								
	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 ( 477 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
			要介護2 ( 523 単位)								
			要介護3 ( 570 単位)								
			要介護4 ( 617 単位)								
			要介護5 ( 663 単位)								
		(二) 4時間以上6時間未満	要介護1 ( 645 単位)								
			要介護2 ( 711 単位)								
			要介護3 ( 778 単位)								
			要介護4 ( 844 単位)								
(三) 6時間以上8時間未満	要介護5 ( 911 単位)										
	要介護1 ( 869 単位)										
	要介護2 ( 962 単位)										
	要介護3 ( 1,055 単位)										
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護4 ( 844 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	
		要介護5 ( 911 単位)									
		要介護1 ( 869 単位)									
		要介護2 ( 962 単位)									
		要介護3 ( 1,055 単位)									
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護4 ( 844 単位)									
		要介護5 ( 911 単位)									
		要介護1 ( 335 単位)									
		要介護2 ( 348 単位)									
		要介護3 ( 360 単位)									
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護4 ( 372 単位)									
		要介護5 ( 384 単位)									
		要介護1 ( 469 単位)									
		要介護2 ( 486 単位)									
		要介護3 ( 503 単位)									
	要介護4 ( 520 単位)										
	要介護5 ( 537 単位)										
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)										

3 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注
		登録者数が登録定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要介護1	( 11,430 単位)	×70/100	×70/100
	要介護2	( 16,325 単位)		
	要介護3	( 23,286 単位)		
	要介護4	( 25,597 単位)		
	要介護5	( 28,120 単位)		
ロ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)		
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)		
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)		
ニ 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)		
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)		
ホ 事業開始時支援加算	(1) 事業開始時支援加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)		
	(2) 事業開始時支援加算(Ⅱ)	(1月につき 300単位を加算)		
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)		

ホ 事業開始時支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	夜間ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	看取り介護加算
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	要介護1	( 831 単位)	×97/100	×70/100	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	1日につき +80単位 (死亡日以前30日を限度)
	要介護2	( 848 単位)						
	要介護3	( 865 単位)						
	要介護4	( 882 単位)						
	要介護5	( 900 単位)						
ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)	要介護1	( 861 単位)						
	要介護2	( 878 単位)						
	要介護3	( 895 単位)						
	要介護4	( 912 単位)						
	要介護5	( 930 単位)						
ハ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)						
ニ 医療連携体制加算		(1日につき 39単位を加算)						
ホ 退居時相談援助加算		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))						
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)						
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)						
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 12単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)						

## 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につ き)	要介護1 ( 571 単位)	× 70 / 100	1日につき +12単位	1月につき +80単位
	要介護2 ( 641 単位)			
	要介護3 ( 711 単位)			
	要介護4 ( 780 単位)			
	要介護5 ( 851 単位)			
<input type="checkbox"/> 夜間看護体制加算 <div style="text-align: right;">(1日につき 10単位を加算)</div>				

6 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			探訪を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に達しない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活総括支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	単ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による診療指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算	
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) 〈従来型個室〉	要介護1 ( 589 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+22単位											
		要介護2 ( 660 単位)															
		要介護3 ( 730 単位)															
		要介護4 ( 801 単位)															
		要介護5 ( 871 単位)															
(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) 〈多床室〉	要介護1 ( 651 単位)	+12単位	+23単位														
	要介護2 ( 722 単位)																
	要介護3 ( 792 単位)																
	要介護4 ( 863 単位)																
	要介護5 ( 933 単位)																
ロ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 669 単位)	×97/100														
		要介護2 ( 740 単位)															
		要介護3 ( 810 単位)															
		要介護4 ( 881 単位)															
		要介護5 ( 941 単位)															
(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 ( 669 単位)	+46単位															
	要介護2 ( 740 単位)																
	要介護3 ( 810 単位)																
	要介護4 ( 881 単位)																
	要介護5 ( 941 単位)																
ハ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) 〈従来型個室〉	(一) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	×97/100	×70/100	×70/100	+22単位											
		要介護1 ( 815 単位)															
		要介護2 ( 882 単位)															
		要介護3 ( 950 単位)															
		要介護4 ( 1,017 単位)															
	(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) 〈多床室〉	要介護1 ( 753 単位)	+13単位														
		要介護2-3 ( 857 単位)															
		要介護4-5 ( 988 単位)															
		要介護1 ( 815 単位)															
		要介護2-3 ( 919 単位)															
ニ ユニット型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護福祉施設サービス	(1) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 820 単位)	×97/100														
		要介護2 ( 887 単位)															
		要介護3 ( 955 単位)															
		要介護4 ( 1,022 単位)															
		要介護5 ( 1,089 単位)															
	(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 ( 820 単位)	+4単位	+8単位													
		要介護2-3 ( 924 単位)															
		要介護4-5 ( 1,055 単位)															
		要介護1 ( 820 単位)															
		要介護2-3 ( 924 単位)															
要介護4-5 ( 1,055 単位)																	
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																	
注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定																
ホ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)																	
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合															
(2) 退所時相談援助加算 (400単位)																	
(3) 退所前連携加算 (500単位)																	
ト 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																	
チ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)																	
リ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)																
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)																
ヌ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																	
ル 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)																	
テ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)																
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)																
	(3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)																
フ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																	
カ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)																	
コ 小規模拠点集合型施設加算 (1日につき 50単位を加算)																	
タ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																
セ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)																
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注									
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算								
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅰ)(旧単独型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 ( 460 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	+27単位	1日につき+60単位	1月につき+150単位	1月につき+150単位								
			要支援2 ( 509 単位)																
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 ( 621 単位)																
			要支援2 ( 691 単位)																
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 ( 835 単位)																
			要支援2 ( 934 単位)																
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅱ)(旧併設型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 ( 419 単位)									×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	+27単位	1日につき+60単位	1月につき+150単位	1月につき+150単位
			要支援2 ( 462 単位)																
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 ( 561 単位)																
			要支援2 ( 624 単位)																
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 ( 751 単位)																
			要支援2 ( 839 単位)																
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 ( 218 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	+27単位	1日につき+60単位	1月につき+150単位	1月につき+150単位									
		要支援2 ( 230 単位)																	
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援1 ( 311 単位)																	
		要支援2 ( 329 単位)																	
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援1 ( 435 単位)																	
		要支援2 ( 460 単位)																	
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)																		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																		

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注
		登録者数が登録定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	過少サービスに対する減算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要支援1 ( 4,469 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
	要支援2 ( 7,995 単位)			
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)				
ハ 事業開始時支援加算				
(1) 事業開始時支援加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)				
(2) 事業開始時支援加算(Ⅱ) (1月につき 300単位を加算)				
ニ サービス提供体制強化加算				
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)				
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	要支援2 ( 831 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	ロ 介護予防短期利用共同生活介護費						
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算							
(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)							
(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
ヘ サービス提供体制強化加算							
(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)							
(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)							
(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							